

株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務約款

(責務)

第1条 建築主（以下「甲」という。）及び株式会社香川県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（確認検査に係る申請及び引受証を含む。以下同じ。）及び株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。^(ろ)
- 3 乙は、甲からの業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定める株式会社香川県建築住宅センター確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき算定された額の確認検査申請手数料を、第3条に規定する支払期日までに支払わなければならない。^(ろ)
- 5 甲は、乙の請求があるときは、乙の確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。^(ろ)
- 6 甲は、乙が業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない。^(い)
- 7 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の計画に関し、乙がなした建築基準関係規定への不適合の指摘に対し、速やかに図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。
- 8 確認済証の交付前までに甲の都合により申請に係る計画を変更する場合は、甲は、速やかに乙に変更部分の確認関係申請図書を提出しなければならない、かつ、その計画変更が大規模な場合にあっては、甲は、当初の計画に係る確認の申請を取り下げ、別件として改めて確認を申請しなければならない。^(い)
- 9 甲は、乙の請求があるときは、乙の中間検査業務及び完了検査遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。^{(い) (ろ)}

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に定める期日とする。

(1) 確認業務

確認業務の期日は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に定める期日とする。^(い)

イ 消防長又は消防署長の同意を要しない確認	確認引受日から 7 日
ロ 消防長又は消防署長の同意を要する確認	確認引受日から 14 日

(2) 中間検査業務

中間検査実施日を当該工程工事終了予定日又は中間検査引受日の4日以内の日で、甲乙協

議して定めることとし、中間検査の業務期日は、中間検査実施日の翌日（その日が業務規程第13条第2項に定める休日の場合は、その翌日）とする。^(ろ)

(3) 完了検査業務

完了検査実施日を工事完了日又は完了検査引受日のいずれか遅い日から7日以内の日で、甲乙協議して定めることとし、完了検査の業務期日は、完了検査実施日の翌日（その日が業務規程第13条第2項に定める休日の場合は、その翌日）とする。^(ろ)

- 2 乙は、甲が前条第4項から第9項までに定める責務を怠ったときその他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。^{(い) (ろ)}

(手数料の支払期日)

第3条 甲の手数料の支払期日は、次の各号に掲げる期日とし、現金または乙が指定する銀行口座に振り込まなければならない。なお、振込みに要する費用は甲の負担とする。^(ろ)

- (1) 確認申請手数料は、業務規程第17条第2項（業務規程第24条において準用する場合を含む。）に定める引受日^{(い) (ろ)}
- (2) 中間検査申請手数料は、業務規程第27条第4項に定める引受日^{(い) (ろ)}
- (3) 完了検査申請手数料は、業務規程第33条第5項に定める引受日^{(い) (ろ)}

(確認申請の計画変更)^(い)

第4条 甲は、確認の申請の引受け前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の確認申請関係図書を提出しなければならない。^(い)

- 2 確認の申請の引受け後であって乙が確認済証を交付する前に、甲の都合により対象建築物の計画の変更をする場合は、甲は、当初の計画に係る確認の申請を取下げ、別件として改めて確認の申請をしなければならない。^{(い) (ろ)}
- 3 前項の申請の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約の解除があったものとする。

(甲の契約解除権)

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- (2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取下げる旨の通知をしてこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は、その手数料の返還を乙に請求することができる。この場合、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

- 4 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の規定により契約を解除した場合において、乙は、その手数料を甲に返還しない。
- 6 第2項の規定により契約を解除した場合において、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。
- 7 第2項の規定により契約を解除した場合は、乙は、甲に申請関係図書を返還するものとする。

(乙の契約解除権)

第6条 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、手数料を甲に返還しない。またその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知) ^(ろ)

第7条 乙は、この契約を締結した後、建築場所を所轄する特定行政庁から要請がある場合に對象建築物等（建築物に限る）の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。^(ろ)

- 2 前項の通知によって生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。^(ろ)

(電子申請) ^(ろ)

第8条 甲の確認申請、中間検査申請、完了検査申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報処理組織（業務規程第2条第12号に規定する「電子情報処理組織」をいう。）にて交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法については、別途定めることができる。^(ろ)

- (1) 確認済証の交付時における副本
- (2) 適合しない旨の通知書、中間検査合格証を交付できない旨の通知書及び検査済証を交付できない旨の通知書の交付時における副本
- 2 乙は、業務規程第13条に規定する確認検査の業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ業務規程第17条第2項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。^(ろ)
- 3 乙の電子申請に係る電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第14条に規定する事務所とする。^(ろ)

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してならない。

(損害賠償) (ろ)

第 10 条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関し発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の 10 倍までとする。^(ろ)

(別途協議)

第 11 条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に基づき協議のうえ定めるものとする。

(附則)

この業務約款は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

この業務約款は、平成 20 年 5 月 23 日から施行する。(い)

この業務約款は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。(ろ)